

第5章 環境経営システムガイドライン

エコアクション21では、環境経営システムに関するガイドラインを定めています。

エコアクション21に取り組み、認証・登録を受ける食品関連事業者は、この環境経営システムガイドラインの要求事項に適合した環境経営システムを構築し、運用することが必要ですので、本マニュアルを熟読してください。本マニュアルでは食品関連事業者が実施すべき環境経営システムについて記載しています。

ポイント1：環境経営システムの必須項目は12項目です

環境経営システムガイドラインは、計画(Plan)、計画の実施(Do)、取組み状況の確認・評価(Check)及び全体の評価と見直し(Action)のPDCAのサイクルを基本とし、全体では12項目より構成されています。

このPDCAサイクルを繰り返すことによって、環境経営システムをより良く改善していくとともに、食品リサイクル及び環境への取組みの効果を高めていくことができます。このような積み重ねにより「継続的な改善」を図っていきます。

ポイント2：必須項目毎に要求事項を規定しています

ガイドラインの中で の中の「〇〇する。」と規定している事項は、構築、運用すべき環境経営システムの具体的な要求事項となっています。認証・登録を受けるためには、このすべての要求事項に適合した環境経営システムを構築し、運用することが求められます。

ポイント3：必須項目毎に要求事項の解説をしています

ガイドラインでは、必須項目毎に、その要求事項の内容についての解説を記載しており、このマニュアルでは、食品関連事業者が具体的にどのようなことを行うことが望ましいのかを例示しています。解説を参考にして、エコアクション21環境経営システムを構築、運用してください。

ポイント4：より積極的な取組みを進めるための推奨事項を記載しています

推奨事項は、要求事項ではありませんが、食品関連事業者において可能であれば取り組むことが望ましい内容を記載しています。より積極的な取組みとして、実施することを期待しています。

(注意) 以下は、エコアクション 21 ガイドラインの第 4 章環境経営システムガイドラインを土台として、食品関連事業者が理解しやすいように、食品関連事業に即した解説を追加して整理したものになっています(「◎ 食品関連事業では、」という部分が該当箇所です)。なお、食品関連事業に、直接関連が少ないと思われる部分については、割愛しました。

Ⅰ. 計画の策定 (Plan)

環境負荷の削減、食品リサイクル及び環境への取組みの推進等の活動をどのように行っていくかを具体的に計画するのが「Ⅰ. 計画 (Plan)」の段階です。計画が適切に策定されていなければ、その結果の評価や見直しを適切に行うことができません。「食品廃棄物の量及び環境への負荷の自己チェック」、「食品リサイクル及び環境への取組みの自己チェック」の結果を踏まえて、無理のない、適切な計画を策定することが望まれます。

1. 食品リサイクル・環境方針の作成

代表者(経営者)は食品リサイクル及び環境経営に関する方針(食品リサイクル・環境方針)を定め、誓約する。
食品リサイクル・環境方針は、食品リサイクル及び環境への取組みの基本的方向を明示し、すべての従業員に周知する。

〔解説〕

食品リサイクル・環境方針は、組織が自主的、積極的に食品リサイクルを含む環境経営(食品廃棄物及び環境への負荷の削減と、食品リサイクル及び環境への取組みの推進)に取り組み、継続的に、食品廃棄物及び環境負荷の削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約(約束)であるとともに、組織の食品リサイクル及び環境活動の基本的方向、つまり枠組みを示すものです。

食品リサイクル及び環境への取組みの基本的方向とは、組織が、食品リサイクル及び環境への取組みを進めるに当たっての基本的な枠組み(重点的に取り組むべき分野)のことであり、自らの事業活動を踏まえた取組みの方向性を明示することです。

食品リサイクル・環境方針の作成に当たっては、代表者が、自らの食品リサイクルや環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表したものであることが期待されます。

全従業員の周知については、掲示や会議、朝礼等を活用するなど、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことが必要です。

なお、環境方針には、制定日を必ず入れ、可能であれば代表者(経営者)が署名します。

推奨事項

- ・ 食品リサイクル・環境方針において、関連する法規制等の遵守を誓約する
- ・ 食品リサイクル・環境方針は、自らの事業活動に見合ったものであること

◎食品関連事業では、各業種における食品リサイクルに関する方針の例について、下記に示しました。

- ・ 食品製造業；「食品の製造工程の改善により、原材料ロスを削減します」
- ・ 食品卸売業；「食品の品質管理の向上、配送や保管方法の改善により食品廃棄物を低減します」
- ・ 食品小売業；「受発注管理の向上、消費・賞味期限の有効活用、仕入れや販売方法の改善により売れ残りを削減します」
- ・ 飲食店；「メニュー、盛り付け等の工夫により食べ残しを削減します」、「調理方法の改善等により調理くずを削減します」

数値目標等を掲げる必要はありませんが、取組みの基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。

また、推奨事項の「自らの事業活動に見合った」とは、例えば食品廃棄物の処理に直接に係る適正処理やリサイクル等だけでなく、工場や事業所での省資源・省エネルギー・公害防止なども視野に入れることが期待されます。

2. 食品廃棄物及び環境負荷と、食品リサイクル及び環境への取組み状況の把握及び評価

事業活動に伴う食品廃棄物及び環境負荷を把握するため「食品廃棄物・環境への負荷の自己チェック」を実施し、その結果を踏まえ、経営上取組みの対象とすべき食品廃棄物及び環境負荷を特定する。

食品廃棄物を含む廃棄物排出量、二酸化炭素排出量及び総排水量(水使用量)は必ず把握する。

食品リサイクル及び環境への取組み状況を把握・評価するため「食品リサイクル・環境への取組みの自己チェック」を実施する。

〔解説〕

事業活動に伴う食品廃棄物及び環境負荷（食品廃棄物を含む廃棄物を、どの程度発生・排出しているかやどのような資源・エネルギーを、どの程度消費しているか、どのような環境負荷物質（大気汚染物質等）等を把握して、評価し、経営上取組みの対象とすべき食品廃棄物及び環境負荷を特定することは、適切な食品リサイクル及び環境への取組みを行うための第1歩です。

食品廃棄物の量及び環境への負荷の把握及び評価については、第3章の「食品廃棄物・環境への負荷の自己チェック」を実施します。

なお食品廃棄物量、その他の廃棄物排出量、二酸化炭素排出量及び総排水量の把握を必須としているのは、現在の環境問題の中でも、地球温暖化対策と循環型社会の構築が、特に重要な課題となっているためです。

さらに、第4章の「食品リサイクル・環境への取組みの自己チェック」を用いて、現在どのような食品リサイクル及び環境への取組みを行っているかを把握し、今後どのような取組みを行うべきかを評価します。

◎ 食品関連事業では、発生した食品廃棄物量、その再資源化量、最終処分量などの適正な把握と、これに関する取組み状況の評価が何よりも重要と考えられます。

3. 環境関連法規等の取りまとめ

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等、事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し、取りまとめる。

〔解説〕

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等、環境関連法規等の取りまとめに当たっては、農林水産省および環境省ホームページ、事業所所在地の都道府県、政令市ホームページでの情報収集、事業所所在地の地方公共団体に問い合わせること等も一つの方法です。また、環境関連法規等は常に最新の情報を取得することが必要です。

推奨事項

- ・ 規制遵守のために自主的な目標値等を定めて管理する
- ・ 遵守しなければならない環境関連法規等を取りまとめた一覧表を作成する
- ・ 環境関連法規を具体的に遵守するための手続き（例えば測定の頻度、方法、チェック者等）を定める

◎ 食品関連事業では、食品廃棄物処理に係る環境関連法規等としては、以下のものが考えられます。

【環境関連法規】

① 廃棄物・リサイクル対策関係法規

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）など

② 地球温暖化対策・省エネルギー関係法規

地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）など

③ 公害対策関係法規

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、下水道法、悪臭防止法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法など

④ 条例及びその他の規制

地方公共団体が定める産業廃棄物の処理や処理施設の設置等に関する条例及び要綱

【その他の関連法規】

都市計画法、建築基準法、森林法、農地法、道路交通法、道路運送車両法、道路法、消防法など

4. 食品リサイクル・環境目標及び食品リサイクル・環境活動計画の策定

食品リサイクル・環境方針、食品廃棄物・環境への負荷と、食品リサイクル・環境への取組み状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な食品リサイクル・環境目標及び食品リサイクル・環境活動計画を策定する。食品リサイクル・環境目標は、可能な限り数値化する。

〔解説〕

食品リサイクルに係る目標（食品循環資源の再生利用等に係る目標）は必ず策定しなければなりません。目標は20%以上であることが必要です。

食品リサイクル・環境目標においては、「いつまでに、何を、どの程度行うか」を、食品リサイクル・環境活動計画においては、「いつまでに、誰が、何を、どの程度、どのように行うか」を策定します。

策定に当たっては、食品廃棄物・環境への負荷と、食品リサイクル・環境への取組み状況の把握及び評価結果を踏まえるとともに、食品リサイクル・環境方針で明示した食品リサイクル及び環境への取組みの基本的方向と整合させます。

食品リサイクル・環境目標は、特定された経営上取組みの対象とすべき食品廃棄物及び環境負荷について目標を策定するとともに、原則として食品廃棄物及びその他の廃棄物排出量削減（あるいはリサイクル推進）、二酸化炭素排出量削減（省エネルギー）及び総排水量削減（節水）の目標を策定します。

食品リサイクル・環境目標は、3～5年程度を目処とした中長期の目標と、単年度の短期目標を策定するとともに、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも可能な限り明確な目標を策定します。

具体的な食品リサイクル・環境目標としては、例えば「平成 14 年度を基準として、平成 21 年度末までに、全社で食品廃棄物発生・排出量を 10%削減する、平成 19 年度は、全社で 3%、100 トン削減する」等が考えられます。

そして、単年度の目標に対応した具体的な達成手段（具体的な取組み内容）、スケジュール及びそれぞれの計画の責任者と担当者を食品リサイクル・環境活動計画として策定します。

- ◎ 食品関連事業では、いかに食品廃棄物の発生を抑制するか、発生した食品廃棄物の再資源化をいかに促進するか、食品廃棄物をいかに減量し、最終処分量をどれだけ削減できるかが大きな課題であり、これらに関する食品リサイクル・環境目標を策定します。

達成手段としては例えば「ロスのない製品開発」、「製造量に合わせた仕入れ」、「販売状況に合わせた調理、販売法」、「分別を徹底する」、「今まで焼却していた食品廃棄物を、新たにリサイクル業者に引き渡して再生利用する」、「設備を改善する」等が考えられます。スケジュールとしては例えば「リサイクル業者の調査を〇月、現地見学を〇月、見積もりを〇月」等が考えられます。

食品リサイクル・環境目標と食品リサイクル・環境活動計画は、毎年度、見直すとともに、事業活動に大きな変更があった場合は、速やかに改定します。

食品リサイクル・環境目標と食品リサイクル・環境活動計画は、関係する従業員に周知します。

推奨事項

- ・ 組織の規模等に応じ、組織全体の目標、部門別の目標を策定する

II. 計画の実施 (Do)

環境目標及び環境活動計画を達成するための仕組みを整備するとともに、これを実行するのが「II. 計画の実施 (Do)」の段階です。計画を適切に実施するための具体的なルールを決めることも含まれます。

5. 実施体制の構築

エコアクション 21 環境経営システムを構築・運用し、食品リサイクル及び環境への取組みを実施するために効果的な実施体制を構築する。
実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全員に周知する。

〔解説〕

効果的な環境経営システムを構築・運用するためには、代表者や各計画を実行するための実行責任者の役割、責任及び権限を明確に定めることが必要です。組織の一人一人が、環境経営システムの中でどのような役割を担っているのかを適切に認識するよう、構築した組織体制を従業員に周知します。

また、組織の代表者は、単に「かけ声」をかけるだけでなく、食品リサイクルや環境への取組みを適切に実行するための資源を用意しなければなりません。資源とは、いわゆる「人・もの・金」のことで、食品リサイクル及び環境への取組みを実施するための必要な人員、設備、費用等を適切に準備します。

さらに、代表者は、必要な場合は食品リサイクル・環境管理責任者を任命します（小規模な組織では代表者が兼任してもよい）。食品リサイクル・環境管理責任者は、代表者に代わってガイドラインの要求事項を満たす環境経営システムを構築・運用し、その状況を代表者に報告します。したがって食品リサイクル・環境管理責任者は、代表者に代わり、環境経営システム全体の構築・運用に責任を持つとともに、必要な権限が与えられます。

6. 教育・訓練の実施

エコアクション 21 の取組みを適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

〔解説〕

食品リサイクル及び環境への取組みを適切に実施するためには、すべての従業員が、組織の食品リサイクル・環境方針を理解するとともに、自らの役割や実施しなければならない取組みについて十分に認識することが必要です。また、食品リサイクル、環境問題の現状や環境経営の意味を知り、何故、食品リサイクルや環境活動を実施しなければならないかを理解することも重要です。

全従業員を一律に教育するのではなく、それぞれの業務や役割に応じ、必要な教育・訓練を適切に実施することが必要です。

教育・訓練の例としては、

- ・ 全従業員：食品リサイクルや環境問題の現状、エコアクション 21 における食品リサイクル及び環境への取組みの意義等
全社共通の食品リサイクル・環境目標及びその食品リサイクル・環境活動計画の内容、手順、
担当する業務に関連した食品リサイクル・環境目標及び食品リサイクル・環境活動計画の内容、手順
- ・ 管理職：各自の役割、責任及び権限
環境経営システムの概要
食品リサイクル及び環境への取組みを行う意義
部門の食品リサイクル・環境目標及び食品リサイクル・環境活動計画の詳細
- ・ 法規制に関連する業務の担当者：法規制の詳細、遵守手順

等が考えられます。

推奨事項

- ・ 教育・訓練の年間計画を策定し、階層別、職種別等、適切なプログラムで実施する
- ・ 法律遵守、緊急事態への対応等、一定の技術や資格が必要な場合は、これに必要な教育、訓練を行う

8. 環境コミュニケーション

環境活動レポートを作成し、公表する。

外部からの環境に関する苦情や要望を受け、必要な対応を行う。

〔解説〕

事業者が食品リサイクルや環境への取組み状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの食品リサイクル・環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。環境活動レポートにより、積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。

また、外部からの環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応することが必要です。

環境コミュニケーションの結果等は記録します。

推奨事項

- ・ 食品リサイクルや環境に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者との双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を策定する
- ・ 環境活動レポートを冊子にして、事業所周辺の方々、行政機関等に積極的に配布し、説明を行う
- ・ 環境活動レポートを自社のホームページ上で公表する
- ・ 企業（事業所）内部における環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システムや環境問題に関する情報を従業員に伝達し、改善の提案等を収集する手順を策定する

8. 実施及び運用

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組みを実施する。

〔解説〕

食品リサイクル・環境方針、食品リサイクル・環境目標及び食品リサイクル・環境活動計画を達成するために必要な取組みを、適切に実施します。必要な場合は、実施に当たっての手順等を文書にして定めます。

推奨事項

- ・ 実施及び運用に当たって必要な場合は、運用手順を定める
- ・ 構内常駐の社外業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組みを要請する

9. 環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的な訓練を実施する。

〔解説〕

特に食品廃棄物の発生に繋がる製造工程上のトラブル、配送時の事故、保存管理の事故等、天災等による油の流出など環境上の緊急事態が発生する可能性があります。食品廃棄物の発生や環境に重大な影響を及ぼすような緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、被害や汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をしておくことが必要です。

また、その対応策が効果的であるかどうか、例えば食品廃棄物の発生や環境への影響が最小限に抑えられるか、準備品はすぐに使用できるか、連絡がスムーズにできるか等、可能な範囲で事前にテストするとともに、定期的にその訓練を行います。

さらに、緊急事態の発生やテストの後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要があれば改善を行います。

Ⅲ. 取組み状況の確認・評価 (Check)

食品リサイクル・環境方針とそれに基づいた食品リサイクル・環境活動計画の取組み状況を適切な頻度で確認（監視・測定）し、これを評価して、問題があれば是正処置を行い、また問題が発生しないように予防処置を実施します。

また、食品リサイクル・環境目標が達成できない場合（達成が難しいと想定される場合）は、その原因を調査分析し、目標の見直しを含め、必要な対策を実施することが必要です。目標が達成できないことよりも、その原因が解明できないこと、問題がある状態を放置したままにしておくことの方が問題であるとの認識を持つことが重要です。

10. 取組み状況の確認及び問題の是正

食品リサイクル・環境目標の達成状況及び食品リサイクル・環境活動計画の実施状況を、定期的に確認・評価する。

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法などの環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認する。

食品リサイクル・環境目標の達成及び食品リサイクル・環境活動計画の実施状況に問題がある場合は、是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

〔解説〕

食品リサイクル・環境目標の達成状況、食品リサイクル・環境活動計画の実施状況、法律等の遵守状況について、これらを定期的に確認（監視・測定）の上、評価します。

食品リサイクル・環境目標の達成状況については、途中段階での達成状況を適切に判断する目安（指標）を設定するなど、このまま取組みを継続した場合、目標が達成可能かどうかについて評価します。また、実施状況については、食品リサイクル・環境活動計画に沿った取組みが、定められた責任、役割のもと、スケジュール通りに推進されているか、法律等については、その遵法性を確認・評価します。

定期的に行う確認の頻度は、確認する内容により、年に1回、四半期に1回、毎月1回、毎日等、それぞれの内容に応じて適切な頻度で行うようにします。

確認・評価した結果については、担当者から責任者へ報告し、必要に応じて適切な対応策を講じる必要があります。そのために、結果の報告手順として、作業担当者から、作業責任者、さらに管理職の責任者、エコアクション 21 の実行責任者である食品リサイクル・環境管理責任者や代表者への報告というように、誰に、どの頻度で報告するかを決めておくといよいでしょう。

確認・評価の結果、目標の達成状況、取組みの実施状況等について問題がある場合は、問題の原因を調査分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施する必要があります。また、現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。是正処置及び予防処置の実施に当たっては、問題そのものよりも問題が起きた原因を究明することが重要であり、例えば原因は、作業手順が明確でないことによるのか、測定器具の不具合によるものか、作業員への周知、訓練等がなされていないためか、そもそも目標や計画に無理があったためか等、明確にする必要があります。

また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も重要です。

なお、エコアクション 21 の認証を受けようとする食品関連事業者は、第 2 章の 1 に規定したように、食品循環資源の再生利用等の実施率について、平成 18 年度までに 20% を達成していること、容器包装リサイクル法の特定事業者に該当する食品関連事業者は、容器包装の再商品化義務を履行していなければなりません。また基本的要件として、環境関連法規等の遵守が確認できることが認証・登録の条件となります。そのためにも、確実にチェックを行うことが必要です。

推奨事項

- ・ どのような場合に是正処置や予防処置を行うのか、誰が是正処置や予防処置を行うかを、予め決定しておく
- ・ 必要に応じて監査チームを編成し、年に 1 回以上、環境経営システムの全体の状況を監査し、自己評価する

* 取組み状況の確認・評価を客観的に実施するため、可能な場合は、年に 1 回以上、環境経営システムの全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境経営システムがガイドラインの要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、食品リサイクル・環境目標が達成されているか（あるいは達成できるか）、食品リサイクル・環境活動計画が適切に実施され、成果があがっているか等を第三者的立場から監査の上評価し、その結果を、代表者及び食品リサイクル・環境管理責任者に報告します。

11. 食品リサイクル・環境関連文書及び記録の作成・整理

エコアクション 21 の取組みを実施するのに必要な文書を作成し、整理する。
エコアクション 21 の取組みに必要な記録を整理する。

〔解説〕

文書は、作成の責任者（改訂の権限を有する者）及び発行日付を明らかにし、有効期限のあるものは明確にします。

エコアクション 21 の取組みに必要な文書には以下のものがあります。なお、文書の整理は、紙ベースではなく、電子媒体でもかまいません。

- ・食品リサイクル・環境方針
- ・食品リサイクル・環境目標
- ・食品リサイクル・環境活動計画
- ・環境関連法規の取りまとめ
- ・実施体制（組織図に役割等を記したものでも可）
- ・緊急事態の想定結果及びその是正措置（対応策）
- ・環境活動レポート

記録には以下のものがあります。

- ・「食品廃棄物・環境への負荷の自己チェック」の結果
- ・「食品リサイクル・環境への取組みの自己チェック」の結果
- ・環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ・外部からの苦情等の受付結果
- ・環境上の緊急事態の訓練結果
- ・食品リサイクル・環境目標の達成状況及び食品リサイクル・環境活動計画の実施状況、その評価結果
- ・問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・代表者による全体の取組み状況の評価及び見直しの結果

推奨事項

可能な場合は作成することが望ましい文書としては、以下のものがあります。

- ・教育・訓練計画
- ・取組みの手順書
- ・必要に応じて環境経営システムを構築・運用するために組織が定めたルールを取りまとめたもの（例えば環境経営マニュアル）
- ・手順書や環境経営マニュアル等の文書は、改廃の手続きを定め、古いものは撤去するか、誤使用の無いようにし、定期的に見直し最新のものとする
- ・記録は、記録の保存期間を決め、分かりやすく整理して保管するとともに、記録の紛失や損傷を防ぐ方法を定める

IV. 全体の評価と見直し (Action)

12. 代表者による全体の評価と見直し

代表者(経営者)は、食品リサイクルエコアクション 21 全体の取組み状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

〔解説〕

代表者は、エコアクション 21 全体の見直しに必要な情報を収集し、あるいは食品リサイクル・環境管理責任者に報告を求め、環境経営システムが有効に機能しているか、食品リサイクル及び環境への取組みは適切に実施されているかを評価します。

代表者は評価結果に基づき、食品リサイクル・環境方針、食品リサイクル・環境目標、食品リサイクル・環境活動計画及び環境経営システム等について、これらを変更する必要性を判断し、必要な指示を食品リサイクル・環境管理責任者に行います。見直しは、少なくとも毎年 1 回実施し、その結果を記録します。